建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十号

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の四　建築監視員（第十四条）
第三節の五　保安上危険な建築物等に対する措置（第十四条の二）」を「第三節の四　建築監視員（第十四条）
第三節の五　勧告又は命令をした場合の公表（第十四条の二）
第三節の六　維持保全に関する準則の作成等を要する建築物（第十四条の三）」に、「遮音構造」を「遮音構造等」に、「第五章の二の二」を「第五章の三　主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物（第百二十九条の二の四）」を「第百二十九条の二の四―第百二十九条の二の六」に改める。

第九条の見出しを削り、同条中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同条第十二号中「、第五十三条第一項」を「並びに第五十三条第一項」に改める。

第十条中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に、「第二号。」を「同号。」に改め、同条第四号ロ中「第百二十九条の二の五第一項第六号」を「第百二十九条の二の四第一項第六号」に改める。

第一章第三節の五を削る。

第十四条の見出しを削り、同条中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第三号中「前各号の一に」を「前二号のいずれかに」に改める。

第一章中第三節の四を第三節の五とする。

第十三条の二の次に次の一節を加える。

第三節の四　維持保全に関する準則の作成等を要する建築物

第十三条の三　法第八条第二項第一号の政令で定める特殊建築物は、次に掲げるものとする。

一　法別表第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの（当該床面積の合計が二百平方メートル以下のものにあつては、階数が三以上のものに限る。）

二　法別表第一(い)欄(五)項又は(六)項に掲げる用途に供する特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの

2　法第八条第二項第二号の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（特殊建築物を除く。）のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるものとする。

第一章に次の一節を加える。

第三節の六　勧告の対象となる建築物

第十四条の二　法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　法別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの

二　事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

第十六条の見出しを削り、同条第一項第三号中「地階又は三階以上の階を」を削り、「別表第一(い)欄(二)項の下に「又は(四)項」を加え、「及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物」を削り、同項第五号を削る。

第二十条の二中「以下この条」を「第一号」に改め、同条第一号イ中「第百二十九条の二の六第一項」を「第百二十九条の二の五第一項」に改め、同号ロ中「第百二十九条の二の六第二項」を「第百二十九条の二の五第二項」に改め、同号ハ及びニ(4)中「第百二十九条の二の六第三項」を「第百二十九条の二の五第三項」に改める。

第二十条の三第二項中「以下この項及び第百二十九条の二の六」を「第一号イ及び第百二十九条の二の五第一項」に改め、同項第一号イ(1)中「この号」を「このイ」に改め、同号イ(5)中「ふろがま」を「風呂釜」に改める。

第二十条の八第一項第一号イ及びロ中「第百二十九条の二の六第二項」を「第百二十九条の二の五第二項」に改め、同号ハ中「第百二十九条の二の六第三項」を「第百二十九条の二の五第三項」に改める。

第二章第二節の三の節名中「遮音構造」を「遮音構造等」に改める。

第二十二条の三の見出しを削り、同条中「第三十条」を「第三十条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第三十条第二項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める技術的基準は、前項に規定する基準とする。

第百七条の二第二号中「除き、延焼のおそれのある部分に限る。第百二十九条の二の三第一項」を「除く。以下この号」に、「の延焼のおそれのある部分以外の部分及び軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、」を「及び軒裏（いずれも」に改め、同条第三号中「外壁の」を「外壁（」に、「の部分」を「の部分に限る。）」に改める。

第百八条の三第三項中「及び第五項から第十五項まで」を「、第六項から第十項まで及び第十五項から第二十項まで」に、「第百二十八条の四第一項及び第四項」を「第百二十九条の二の五第一項」を「第百二十九条の二の四第一項」に、「並びに」を「、第百三十七条の十四並びに」に改め、同条第四項中「第五項から第十項まで、第十二項、第十三項及び第十五項」を「第六項から第十項まで、第十五項、第十七項、第十八項及び第二十項」に、「第百二十九条の二の五第一項」を「第百二十九条の二の四第一項」に、「並びに第百二十九条の十三の三第三項並びに第百三十七条の十四」を「、第百二十九条の十三の三第三項並びに第百三十七条の十四」に改める。

第百九条第一項中「第百十条の三」を「第百十条の五」に、「及び法第六十四条」を「、法第五十三条第三項第一号イ及び法第六十一条」に改める。

第百九条の二の二中「法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（第百十条第二号に掲げる基準に適合するものを除く。以下「特定避難時間倒壊等防止建築物」という。）」を「第百三十六条の二第一号ロ又は第二号ロに掲げる基準に適合する建築物」に改める。

第百九条の七を第百九条の九とする。

第百九条の六中「次の各号」を「次に掲げるもの」に、「」に掲げるもの」を「に掲げるもの」に改め、同条を第百九条の八とし、第百九条の五を第百九条の七とする。

第百九条の四の次に次の二条を加える。

（大規模の建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準）

第百九条の五　法第二十一条第一項本文の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　次に掲げる基準

イ　次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。